

団体交渉速報

山下理事 軍事研究問題のみならず、部局長の選考方法についても、交渉拒絶
労使慣行を無視 交渉案件かどうかの話し合いにも応じず

組合は 11 月 25 日に、東北大学との団体交渉を行いました。本団体交渉は、10 月 20 日に組合側から申し入れたものです。

<交渉事項>

1. 人勧対応の給与見直しについて

2025 年人事院勧告を受けて、給与水準見直しを 2025 年 4 月に遡及して実施することを評価。しかし、年俸制職員の給与見直し対応と、非正規雇用職員へのボーナスを支払いは拒否。遡及実施は評価するものの、非正規職員の待遇改善(ボーナス支給)の要求を拒否する姿勢は不当であると批判。年俸制職員の柔軟な対応を求めた。

2. 医療職員の未払い賃金の支給について

当局は、着替え(移動含む)の 1 日あたり 10 分間分、1 年間分のみと提示。組合は情報収集を含めた 40 分間分、3 年間分の全額払いを改めて強く要求。赤字を理由に支払いを拒否する論理を不当と批判。

3. 軍事・国防に関する研究等に対する東北大学の方針と対応について

当局は、本件は経営専権事項であるとして、交渉自体を拒否。研究に関するルールについても、義務的交渉事項には当たらないと強弁。情報提供としての説明で、軍事研究解禁については、研究担当理事と研究推進部らが、これまでのプロジェクトチームの議論を無視し、組織的な検討・判断経ずに決定したことが判明。当局は、「機関決定を伴った大方針転換」ではなく、周辺状況を考慮したシームレスな対応であるという趣旨の発言を行った。組合は、交渉拒否は不当労働行為にあたると厳しく抗議。労働者の研究の自由や外国籍職員への影響など、「まさに労働案件である」と主張。

4. 研究力強化に向けたマネジメント体制の整備(部局長の選考方法の変更)について

当局は、本件も経営専権事項であるとし、交渉事項としては扱わないと発言。これまで組合が団体交渉で要求してきた、総長選考や部局長選考の民主化についても、交渉事項としては扱わないと発言。組合は労使慣行を一方的に無視する行為であると厳しく抗議した。

山下理事の姿勢について

山下理事は、軍事研究問題のみならず、部局長の選考方法についても交渉拒絶の姿勢を明確にした。特に、労使慣行を無視し、「交渉案件かどうかはその都度交渉で決める」と発言しながら、この二つの議題については交渉案件かどうかの話し合いすら行わないという強硬な姿勢を示しました。組合はこれを暴言であるとして厳しく抗議し、その姿勢を改めるよう強く求めました。